

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	水銀排出施設の計画変更命令等
概要	大気汚染防止法第18条の23第1項又は第18条の25第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る水銀排出施設に係る水銀濃度がその水銀排出施設に係る第18条の22の排出基準に適合しないと認めるときは、その届出に係る水銀排出施設の構造等の計画の変更又は設置に関する計画の廃止を命令することができる。
根拠法令等 及び条項	大気汚染防止法第18条の26
処分基準	大気汚染防止法第18条の23第1項又は第18条の25第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る水銀排出施設に係る水銀濃度がその水銀排出施設に係る第18条の22の排出基準に適合しないと認めるとき。
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html</a>
備考	